東北防衛局達第３０号

東北防衛局防火管理規則を次のように定める。

平成１９年９月１日

東北防衛局長　酒　井　隆

東北防衛局防火管理規則

改正　平成２２年１０月２９日　東北防衛局達第６号
平成３０年１１月２７日　東北防衛局達第６号

（目　的）

第１条　この規則は東北防衛局における防火管理の徹底を期し、もって火災その他の非常災害（以下「火災等」という。）による物的、人的被害を防止又は軽減することを目的とする。

（職員の義務）

第２条　職員は、火災予防について常に細心の注意を払い、火災等が発生した場合は被害を最小限にとどめるよう適切な措置をとらなければならない。

（防火責任者）

第３条　火災予防について徹底を期するため東北防衛局本局（以下「本局」という。）、各防衛事務所（以下「事務所」という。）に防火責任者を置く。

２　防火責任者は、本局にあっては総務部会計課長を、事務所にあっては事務所の長をもって充てる。

３　防火責任者は、次の業務を行う（事務所の防火責任者にあっては、第５号の事務を除く。）。

（１）　消防用設備等の点検及び整備
（２）　火気の使用及び取扱いの監督
（３）　防火及び避難訓練の実施
（４）　防火教育の実施
（５）　仙台第３合同庁舎に置かれる防火管理者への連絡及び協議
（６）　その他防火管理上必要な業務

（火気取締責任者）

第４条　防火責任者の下に本局にあっては各課ごとに、事務所にあっては各課又は事務所ごとに火気取締責任者（正副各１名）を置く。ただし、総務課及び会計課の火気取締責任者の副は複数とする。

２　火気取締責任者を置くこととされた各課及び事務所の長（以下「各課等の長」という。）は、火気取締責任者を指名し、防火責任者に通知するとともに、氏名を各室の見やすい個所に表示するものとする。ただし、課を置かない事務所にあっては当該通知は要しない。

３　火気取締責任者は、常時、火気に注意をするとともに、第６条に定める事項の周知徹底に努めるものとする。

４　火気取締責任者の担当区域は、本局にあっては別表第１のとおりとし、事務所にあっては事務所の長の指定する区域とする。

（非常持出）

第５条　各課等の長は、非常の際、持ち出す重要文書等をあらかじめ定めておくものとする。

（火災予防）

第６条　職員は、火災予防については次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　コンロ及びストーブ等（以下「火器」という。）を使用する場合は防火責任者の許可を得なければならない。

（２）　火器を使用した場合は、使用済後完全に消火し、かつ消火の事実を確認すること。

（３）　防火責任者が指定する場所以外で喫煙しないこと。

（４）　本局の各課及び事務所の最終退庁者は、電気器具の電源の切断を必ず確認してから退庁すること。

（自衛消防隊）

第７条　火災等の発生時における応急消防活動等に対応するため、本局に自衛消防隊を設置する。

２　自衛消防隊の構成は別表第２のとおりとし、自衛消防隊の任務及び分隊の担当区域は別表第３のとおりとする。

（臨機の措置）

第８条　自衛消防隊の各指揮者は火災等が発生した場合は、火災等の状況を迅速的確に判断し、状況によっては各班の所掌任務にかかわらず隊員に適切な指示をしなければならない。

２　職員が退庁後に火災等の発生を知ったときは、直ちに登庁し、自衛消防隊の組織統制に入るとともに、状況に応じ臨機の行動をとらなければならない。

（細目事項）

第９条　防火責任者は、この規則に定める範囲において必要な細目事項を定めることができる。

附　則　［平成１９年９月１日東北防衛局達第３０号］

この規則は、平成１９年９月１日から施行する。

附　則　［平成２２年１０月２９日東北防衛局達第６号］

この規則は、平成２２年１１月１日から施行する。

附　則　［平成３０年１１月２７日東北防衛局達第６号］

この規則は、平成３０年１２月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）火気取締責任者の担当区域

火気取締責任者	階	担　　当　　区　　域
総務課長の指名する者	５　　階	課内（防衛補佐官室を含む）　局長室 部長室　報道官室　更衣室　サーバー室
	６　　階	会計監査官室　図書室　会議室（当直室）
	地下１階	心の相談窓口等　書庫
	地下２階	書庫
会計課長の指名する者	５　　階	課内　コピー室　物品庫　湯沸室
	地下１階	物品庫　構内交換機室
	地下２階	物品庫
契約課長の指名する者	５　　階	課内　入札室
	４　　階	入札室
地方調整課長の指名する者	６　　階	課内　部長室　次長室　会議室（コピー室） 湯沸室　更衣室
	地下１階	事態対処資材庫
周辺環境整備課長の指定する者	６　　階	課内
防音対策課長の指名する者	６　　階	課内　図書室
業務課長の指名する者	５　　階	課内
施設補償課長の指名する者	６　　階	課内
施設管理課長の指名する者	６　　階	課内
施設取得課長の指名する者	６　　階	課内
調達計画課長の指名する者	５　　階	課内　部長室　次長室　コピー室
事業監理課長の指名する者	４　　階	課内
建築課長の指名する者	５　　階	課内　建築課分室
土木課長の指名する者	５　　階	課内
設備課長の指名する者	４　　階	課内　設備課分室

別表第２（第７条関係）自衛消防隊編成表

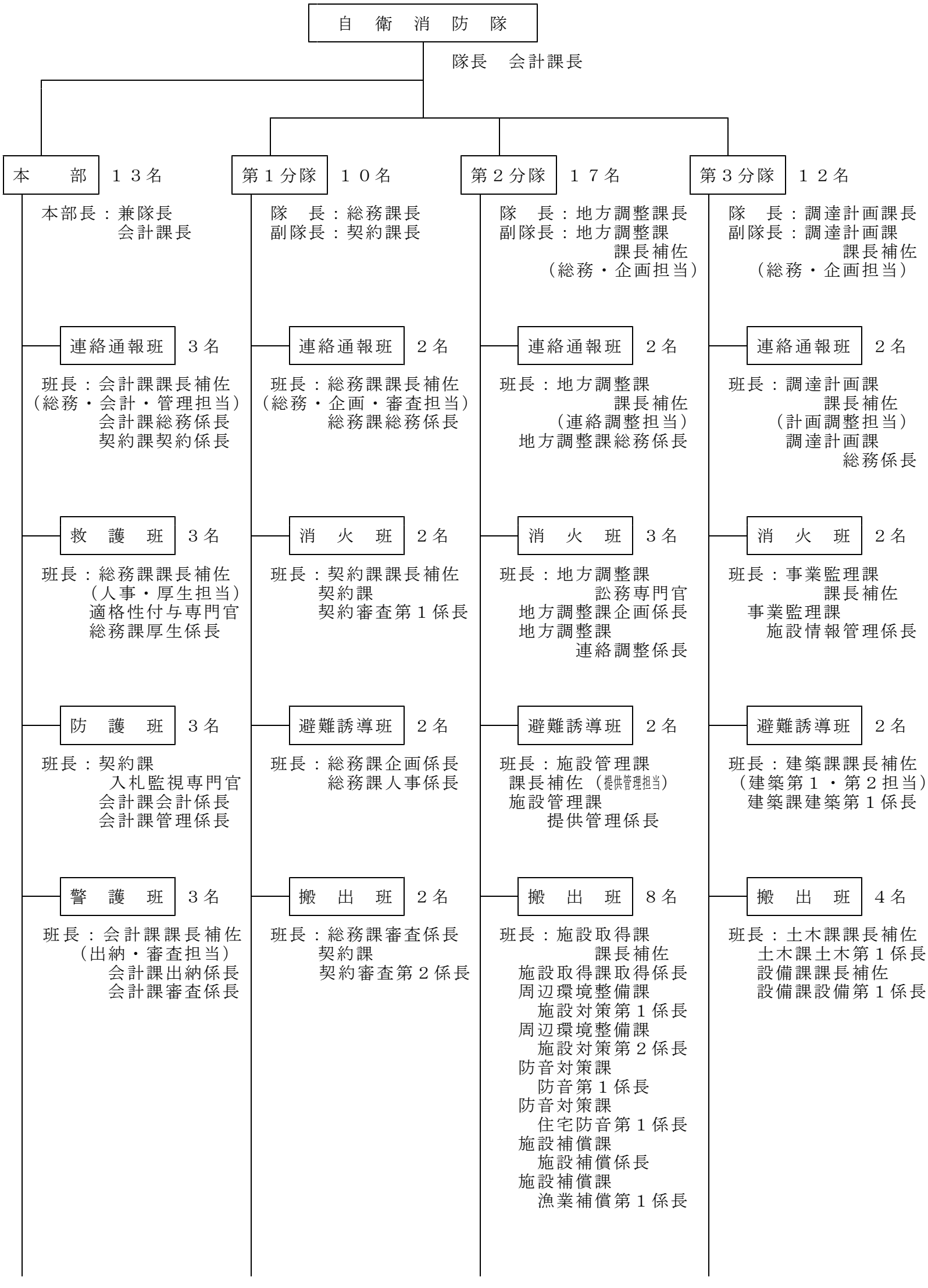

（注）自衛消防隊長に事故あるときは、本部連絡通報班長が代行する。

別表第３（第７条関係）　自衛消防隊の任務

編　　成		任　　務
自衛消防隊長		隊員を統率し、消防活動を掌握する。
本　部	本　部　長	各班長を指揮し、本部の任務を掌理する。
	連絡通報班	各分隊に対する指令の伝達及び連絡調整にあたる。
	救　護　班	負傷者、被救助者に対する応急の救護、救助にあたる。
	防　護　班	火気使用施設の使用停止及び防火扉の閉鎖等の措置を講じ、延焼等の拡大防止を図る。
	警　護　班	不法侵入者の警戒、搬出した書類等の焼失、盗難等の警戒にあたる。
分　隊	分　隊　長	自衛消防隊長の指令に従い、担当区域の任務について班員の指揮にあたる。
	副　隊　長	分隊長を補佐し、分隊長に事故あるときは、その任務を代行する。
	連絡通報班	各班に対する分隊長の指令の伝達にあたる。
	消　火　班	消火器等による初期消火及び公設消防隊の誘導にあたる。
	避難誘導班	建物内部の残留者の検索及び避難者の誘導にあたる。
	搬　出　班	非常持出しに該当する重要文書等の搬出にあたる。

分　隊　の　担　当　区　域

第１分隊：局管理区域のうち他の分隊の区域を除く区域
第２分隊：　〃　企画部の区域
第３分隊：　〃　調達部の区域